

訓告処分等（法定外）の公表

三木市及び三木市教育委員会は、平成 31 年 3 月 25 日付けで下記のとおり処分を行いました。

なお、下記の 2 つの事案の処分内容（法定外処分）については、本来、市の公表基準に該当するものではありませんが、事案がもたらした社会的影響の大きさや対象となる保護者が多かったことなどを考慮し、処分内容を公表することとしました。

1 平成 27 年 4 月分から平成 29 年 8 月分までの保育所、認定こども園の保育料が、一部の保護者に過少請求されていた事案

(1) 事案の概要

平成 26 年度中において、平成 27 年 4 月からの保育料算定の制度改正に必要なシステム変更の際、十分なサンプル調査を行わず、算定を誤った。

それが原因で、平成 27 年 4 月分から平成 29 年 8 月分までの保育所、認定こども園の保育料が、一部の保護者に対し、過少請求となった。

また、その算定誤りが発覚する平成 29 年 8 月までの間、保育料の確認を行わなかったため、算定誤りの発見が遅れた。

(2) 処分対象者及び処分内容

事案の発端となった保育料の算定誤りについては、法定内の懲戒処分には当たらないものの、今回の事案については、多くの保護者が対象となり、過少請求の金額も多額であったことなどから市民に与える社会的影響が大きく、市役所の信用失墜につながる行為であることから、次のとおり法定外の処分を行った。

役 職（※役職は当時のもの）	年齢	性別	処分内容
平成 26 年度 市民ふれあい部 課長	50 歳代	男	訓告
平成 26 年度 市民ふれあい部 主査 平成 27・28・29 年度 教育委員会こども未来部 主査	40 歳代	男	訓告
平成 27 年度 教育委員会こども未来部 課長	50 歳代	男	厳重注意
平成 28 年度 教育委員会こども未来部 課長	40 歳代	男	厳重注意
平成 29 年度 教育委員会こども未来部 課長	50 歳代	男	厳重注意

2 平成 29 年 4 月分から平成 30 年 8 月分までの保育所、認定こども園の保育料が、一部の保護者に過大請求された事案

(1) 事案の概要

平成 29 年 4 月からの保育料算定の制度改正内容を見過ごし、平成 29 年 4 月分から平成 30 年 8 月分までの保育所、認定こども園の保育料が、一部の保護者に対し、過大請求となった。その後の保護者に対する通知文に、保育料が算定誤りであったことを明記しなかったとともに、上司への報告が遅れた。

(2) 処分対象者及び処分内容

事案の発端となった保育料の算定誤りについては、懲戒処分には当たらないものの、保育料の算定誤りが原因であったにもかかわらず、保護者への通知文に、保育料が算定誤りであったことを明記しなかったこと、また、上司への報告が遅れたことは、市役所の信用失墜につながる行為であることから、次のとおり法定外の処分を行った。

役 職	年 齢	性 別	処 分 内 容
平成 30 年度 教育委員会 教育振興部 課長	50 歳代	男	厳重注意
平成 30 年度 教育委員会 教育振興部 係長	40 歳代	男	厳重注意

3 今後の対応

このたびの事案を重く受け止め、このような事案が再び発生することのないよう、制度改正時には、複数職員でのチェック体制を執るなど、再発防止に取り組んでまいります。

問い合わせ先 三木市総務部総務課 電話 0794-82-2000（内線 2440）

三木市教育総務部教育総務課 電話 0794-82-2000（内線 3510）